

インターネットによる建築士名簿の閲覧

1. 閲覧概要

これまで建築士名簿の閲覧は往訪問覧(閲覧所における閲覧)に限定されていたところ、2025 年 4 月 1 日より、インターネットによる建築士名簿の閲覧が可能となりました。2025 年 4 月 1 日以降も、閲覧所による名簿閲覧は可能です。

【注意】

建築士名簿は、建築士の住所や連絡先がわかるものではありません。建築士の連絡先などの個人情報や登録情報について、警察や弁護士会からの照会を除き、本会は一切回答しません。

【建築士免許登録を行った方への注意事項】

インターネットによる名簿閲覧は、建築士名簿へ登録された時点で(免許証明書が交付される前より)可能となります。しかし、一級、二級または木造建築士としての業務は、当該建築士免許証明書が交付されるまでは行うことができませんのでご注意ください。

2. 閲覧できる項目

一級・二級・木造建築士について、建築士法施行規則第 3 条に定められた項目が閲覧いただけます(閲覧項目は閲覧所における閲覧と同じです)。

なお、建築士の「生年月日」と「性別」は、2025 年 4 月 1 日以降、閲覧項目から削除されます。

- 登録番号、登録年月日
- 氏名
- 処分履歴
- 法定講習履歴

3. 閲覧方法

「建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム」により閲覧することができます。

<https://icba.kenchikugyousei-db.jp/knjt01/>

4. その他

- 建築士名簿に記載されているのは、現在建築士の資格を有する方のみです。死亡届・取消申請などがあった場合は、建築士名簿から削除されます。また、建築士法その他の法律に違反したことにより免許取消処分があった場合も、建築士名簿から削除されます。
- 電話によるお問合せの場合は、氏名と登録番号がわかり資格者を特定した上で、資格の有無(一級建築士かどうか)についてのみの回答に限らせていただきます。